

各市の地区まちづくり協議会認定要件（条例抜粋）

	武蔵村山	武蔵野市	小平市	小金井市	日野市	国分寺市	国立市
条例	<p>(地区まちづくり協議会)</p> <p>第8条 活動の目的及び方針が基本理念に適合していること。</p> <p>1. 計画地区（地区まちづくり計画を定めようとする地区をいう。）を定めており、当該計画地区を活動の区域としていること。</p> <p>2. 計画地区の区域が、道路その他規則で定めるその範囲を明示するのに適当なものにより囲まれた、街区の形成に足る土地の区域であること。</p> <p>3. 構成員を計画地区の地区住民等としてその自発的な参加の機会が保障され、かつ、当該地区住民等で18歳以上の者が多数参加していること。</p> <p>4. 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。</p>	<p>(地区まちづくり協議会の認定等)</p> <p>第22条 市長は、住民等による団体で、規則で定める要件を満たすものを地区まちづくり協議会として認定することができる。</p>	<p>(地区まちづくり協議会)</p> <p>第7条 地区住民等は、地区まちづくりの推進を目的とする団体を組織し、市長に対し、規則で定めるところにより認定を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請した団体が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、認定をするものとする。</p> <p>1. 規約等を定めていること。</p> <p>2. 代表者を定めていること。</p> <p>3. 活動区域を定めていること。</p> <p>4. 地区住民等の自由な参加を保障していること。</p> <p>5. 認定を受けることについて、地区住民等から規則で定める基準以上の支持を得ていること。</p> <p>6. 活動内容が特定の者に利害を及ぼすものではないこと。</p> <p>7. その他規則で定める要件</p>	<p>(地区まちづくり協議会)</p> <p>第10条 市民等は、地区の市民（地区内の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の過半数の参加を得て、地区まちづくり計画の検討を行うため、地区まちづくり協議会を設置することができる。ただし、設置しようとする地区まちづくり協議会は、規則に定める要件を満たしているものとする。</p>	<p>地区まちづくり協議会の認定)</p> <p>第17条 地区まちづくり協議会とは、地区住民等が地区まちづくり計画を策定することを目的とした団体で、次の各号のいずれにも該当し、市長の認定を受けたものをいう。</p> <p>(1) 構成員が地区住民等であること。</p> <p>(2) 地区まちづくり協議会を設立することについて同意する者が地区の一部に偏ることなく、地区住民等のおおむね10分の1以上であること。</p> <p>(3) 地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。</p> <p>(4) 団体の目的及び活動の方針が基本理念に即していること。</p> <p>(5) 重要な意思決定に参画する権利を構成員に保障する規約等を有し、かつ、代表者の定めのあること。</p> <p>(6) 規則で定める対象地区面積に適合していること。</p>	<p>(まちづくり協議会の認定)</p> <p>第13条 市長は、地区まちづくり計画、テーマ型まちづくり計画又は都市農地まちづくり計画の案を策定しようとする団体で、その目的又は活動の方針が基本理念に則しており、かつ、構成員に重要な意思決定に参加する権利を保障する規約等を有する次に掲げるものをまちづくり協議会として認定することができる。</p> <p>(1) 地区まちづくり計画の案の策定を行おうとする団体で、次のいずれにも該当すると認められるもの</p> <p>ア おおむね3,000平方メートル以上の地区を対象としていること。</p> <p>イ 構成員が地区住民等（当該地区内において住所を有する者、事業を営む者、土地又は建築物を所有する者その他規則で定める利害関係者をいう。以下同じ。）であること。</p> <p>ウ 地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。</p>	<p>(地区まちづくり協議会の認定等)</p> <p>第9条 市長は、地区まちづくり計画の案となるべき事項を定めた地区まちづくり計画素案（以下「計画素案」という。）を作成することを目的とした地区住民による団体であって規則で定める要件を満たすものを、地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）として認定することができる。</p>

各市の地区まちづくり協議会認定要件（規則抜粋）

規 則	<p>（地区まちづくり協議会の要件）</p> <p>第6条 条例第8条第1項第7号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.活動の計画を定めていること。 2.活動の目的及び方針について地区住民等に対する周知を行っていること。 3.政治的活動又は宗教的活動を目的としていないこと。営利を目的としていないこと。 4.活動の計画を定めていること。 5.活動の目的及び方針について地区住民等に対する周知を行っていること。 6.政治的活動又は宗教的活動を目的としていないこと。 7.営利を目的としていないこと。 	<p>（地区まちづくり協議会の要件等）</p> <p>第11条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.活動の目的が条例の目的に適合し、かつ、明確であること。 2.地区まちづくり計画に係る地区の区域とすべき区域をあらかじめ定めており、かつ、その設定が合理的であること。 3.活動の計画を定めていること。 4.設立の目的及び趣旨について<u>区域の住民等のおおむね10分の1以上の同意</u>を得ていること。 5.<u>区域の住民等10人以上で構成</u>され、かつ、これらの者が<u>おおむね当該区域のすべての地域から参加</u>していること。 6.会則、規約等の定めがあること。 7.代表者、会計等の役員を定めていること。 8.区域の市民等が協議会の活動に参加する機会があること。 	<p>（地区まちづくり協議会の認定）</p> <p>第5条</p> <p>条例第7条第2項第5号の規則で定める基準は、活動区域の<u>地区住民等（居住する者にあつては、20歳に達している者に限る。）のおおむね3分の1とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 条例第7条第2項第7号の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>構成員が10人以上</u>であること。 (2) <u>構成員の過半数が地区住民等</u>であること。 (3) 政治的活動又は宗教的活動を目的とするものではないこと。 (4) その他市長が不適切であると認める活動を行うものではないこと。 	<p>（地区まちづくり協議会の設置要件）</p> <p>第7条 条例第10条第1項に規定する地区まちづくり協議会を設置しようとする場合の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 活動目的が地区のまちづくりの推進に寄与すると認められるもの (2) 代表者及び連絡員の定めがあること。 (3) <u>構成員が地区全体から参加していること。</u> (4) 市民等の自発的参加が保障されていること。 (5) 対象とする区域が既に認定された地区まちづくり協議会の対象地区と重複していないこと。 (6) 営利、宗教活動等を目的としていないこと。 	<p>（地区まちづくり計画の対象面積）</p> <p>第8条 条例第17条第1項第6号の規則で定める面積は、<u>おおむね3,000平方メートル以上</u>とする。</p>	<p>（地区まちづくり協議会の要件）</p> <p>第6条 条例第9条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体の目的及び活動の方針が条例第3条に規定するまちづくりの基本理念に即し、かつ、明確であること。 (2) 地区まちづくり計画に係る地区の区域をあらかじめ定めており、団体の目的及び活動の方針に照らして当該区域の設定が合理的で、かつ、明確であること。 (3) <u>地区住民5人以上で構成</u>され、構成員が前号の区域の一部に偏ることなく参加していること。 (4) 地区住民の自発的参加の機会が保障され、かつ、構成員に重要な意思決定に参加する権利が保障されていること。
--------	--	--	--	---	--	---